

特集 健康 子育て 生涯学習 ご案内 写真館

7月21日(日)は 参議院通常選挙の 投票日です。

問合せ 選挙管理委員会 ☎内線440



投票時間 7時～20時

有権者 平成5年7月22日以前に生まれ、今年4月3日までに町に住

民登録(転入届)をした人

投票所入場券(ハガキ)

3日以降に各世帯へ郵送します。連記のものは切り離してください。

※投票日までにお手元に届いていない場合でも投票できます。

選挙公報

候補者等の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は、新聞折込み(朝日・読売・毎日・神奈川・東京・産経・日本経済)をします。

※未購読者へご連絡いただくか、公共施設や金融機関・商店等の選挙公報ボックスをご利用ください。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などの理由で投票できない人は期日前投票をご利用ください。

日時 7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時

場所 町消防署1階会議室

※投票所入場券がお手元に届いていない場合は持参してください。

不在者投票

当日や期日前投票期間中、仕事や旅行等で町にいない場合、事前に不在者投票申請をすると、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

・病院・施設等での不在者投票

不在者投票施設に指定されている施設では不在者投票ができます。病院・施設等にお尋ねください。

・郵便による不在者投票

身体障害者手帳等を持ち、「郵便等投票証明書」の交付を受けた人は自宅で投票することができます。交付等の詳細は、お問合せください。

在外投票

海外在住で葉山町の在外選挙人名簿に登録され、一時的に帰国している人は、第5投票所(葉山町役場)か期日前投票所(消防署)で投票できます。※要在外選挙人証

投票所一覧

※第6投票所は今回から「堀内町民いこいの家」です。光徳寺仮設建物ではありません。

<p>第1投票区 投票所 木古庭会館</p>	<p>第2投票区 投票所 上山口会館</p>	<p>第3投票区 投票所 下山口会館</p>	<p>第4投票区 投票所 旧役場跡地仮設建物</p>	<p>第5投票区 投票所 葉山町役場</p>
<p>第6投票区 投票所 堀内町民いこいの家</p>	<p>第7投票区 投票所 堀内会館</p>	<p>第8投票区 投票所 長柄下会館</p>	<p>第9投票区 投票所 長柄会館</p>	<p>第10投票区 投票所 葉桜児童館</p>

介護施設利用時の食費・居住費(滞在費)には 負担限度額が定められています。

介護施設(※)の利用が困難とならないよう、収入が一定額以下の人には申請に応じて食費等の負担限度額が定められているので、「負担限度額認定証」の申請をしてください。

※対象の介護施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護です。

申請方法 施設への支払いの際には認定証が必要です。下記に該当する人は福祉課(3番窓口)に申請してください。

- ・申請月の初日が発行日となるため、お早めに申請してください。
- ・前年度に交付を受けている人には更新のお知らせをしています。



問合せ
福祉課 ☎内線22322234

広報はやま7月号

負担限度額(1日あたり)

〔合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額〕

利用者負担段階	住居費等の負担限度額					食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特養等)	従来型個室(老健・療養等)	多床室	
第1段階 ・町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階 ・町民税非課税世帯であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	320円	390円
第3段階 ・町民税非課税世帯の方で利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	320円	650円

事業者の皆さんへ

10月1日から
事業系ごみの搬入手数料が変わります!



一般家庭から出る「家庭系ごみ」は粗大ごみを除き無料で収集していただきます。一方で事業活動に伴って出る「事業系ごみ」は法律に基づき、クリーンセンターにごみを持ち込む際に手数料を徴収していますが、手数料は県内で最も安く処理費用の多くを税金でまか纳っていました。

そこで町では「事業系ごみ」の資源化・減量化を促進し、受益と負担の適正化を図るため10月1日から搬入手数料を次のとおり改定します。

【事業系一般廃棄物】
(現行) 10kgにつき1000円
(改定後) 10kgにつき2500円

事業者の皆さんには、ごみの資源化・減量化に一層取り組んでいただくとともに、処理費用の負担へのご理解とご協力をお願いします。

なお無料で収集している「家庭系ごみ」や少量排出事業者として町に届け出ている事業者等については、引き続き無料で収集します。また、粗大ごみの料金の見直しも行いません。

●事業系ごみを正しく出そう!

法律や条例に定められている方法できちんと排出しているか確認しましょう。また、手数料などは重量で決まりますので、生ごみは水切りを行い、ダンボールなどの資源は再生業者に処理を依頼することで「ごみ」を減らすことができます。

なお、産業廃棄物はクリーンセンターに搬入できません。

①許可業者に運搬を依頼する場合
町の許可業者と契約して排出する方法で料金がかかります。曜日や量で金額が変わりますので業者(町HPに掲載)に確認してください。

②クリーンセンターへ直接搬入する場合
直接搬入は上の手数料がかかります。また、10kg未満の場合は10kgとして計算します。

③少量排出事業者の届出をする
事業系ごみはごみステーションに出すことはできませんが、日量3kg以下で届出をして認定を受けた事業所は出すことができます。その他、公共施設や店舗・事務所を有しない事業所は届出が不要です。

問合せ 環境課 ☎内線451